

## ☑ 旧資金運用部資金

## ☐ 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 ☐にレを付けること。

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和27年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☐適用 ☑非適用
団体名*	田辺市	職員数* (H20. 4. 1現在)	7人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

## 2 財政指標等

資本費	195.6 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	5,148 (H19年度)
累積欠損金 (百万円)	( 年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H19年度)
不良債務 (百万円)	( 年度)	財政力指数*	0.41 (H19年度)
資金不足比率 (%)	0.0 (H19年度)	実質公債費比率* (%)	21.5 (H19年度)
		経常収支比率* (%)	98.7 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村：田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	田辺市簡易水道事業経営健全化計画（繰上償還用）
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	田辺市長 真砂 充敏
既存計画との関係	田辺市簡易水道事業経営健全化計画（平成20年度～平成29年度）
公表の方法等	議会委員会（3月議会）での説明、閲覧、ホームページ等
基本方針	<p>現在、整備事業に係る人件費及び一般財源、または過去の整備に係る元利償還金の負担が重く、一般会計からの繰入（基準外繰入を含む）を行い、経営している状況にある。</p> <p>今後、経営の安定化・健全化の観点から、また、将来の上水道との統合を見据える中、人件費をはじめとする経費の節減と料金収納の強化に積極的に取り組むことにより、基準外繰入の削減に努めることとする。</p>

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		65.7		65.7
	補償金免除額		19.6		19.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業		65,667.5		65,667.5
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)		0.0	65,667.5	0.0	65,667.5
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0.0	65,667.5	0.0	65,667.5

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰入金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の簡易水道事業については、現在、23カ所の簡易水道を管理運営するとともに、旧町村時に計画された簡易水道施設整備計画に基づき、現在6カ所の簡易水道の整備を行っている。本整備については、平成20年度（供用開始は21年度）で終了する予定であり、その後は、ストックの改修を継続的に実施する予定である。</p> <p>現在、料金の回収と経費の削減に精力的に取り組んでおり、供給単価については、H17:149.3円、H18:157.3円、H19:158.2円と年々増加しているものの、過去の整備に係る元利償還金についても年々増加しており、給水原価については、H17:236.6円、H18:235.4円、H19:274.9円と増加傾向にある。こうしたことから、料金回収率については、H17:63.1%、H18:66.8%、H19:57.5%と低い率で推移しており、一般会計からの繰入（基準外繰入を含む）を行う中、経営にあたっている。</p> <p>このような状況の中、経営の健全化・効率化の観点から、施設整備が終了するH22年度以降のできるだけ早い時期での上水道との統合を検討しているところである。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 経営の効率化</b></p> <p>人件費を含む維持管理経費において、徹底的に無駄を排除し、経営の安定化・健全化に資するため、上水道と簡易水道との統合を含む「経営の効率化」が大きな課題となっている。</p>
	<p><b>課題 ② 増収対策</b></p> <p>公営企業会計については、独立採算による経営が基本であると考えますが、本会計においては、施設整備の財源として借り入れた起債の償還が多額となっており、料金収入で会計全体を賄うことは困難な状況にある。平成19年度における使用料徴収率は96.2%で、類似団体と比べ比較的良好ではあるが、今後も引き続き、滞納整理などの増収対策が課題となっている。</p>
	<p><b>課題 ③ 経費節減</b></p> <p>現在、過去の整備に係る元利償還金の負担が重く、一般会計繰入金はH19年度で340百万円となっている。繰入額については、一概に類似団体との比較はできるものではないが、一般会計の負担は極めて大きくなっており、今後、この負担をできる限り軽減するため、更なる維持管理経費の節減が課題となっている。</p>
	<p><b>課題 ④ 民間的経営手法の導入</b></p> <p>現在、業務の大部分を民間に委託しているが、新たに委託できる業務を検討するとともに、委託先の集約化、委託費用の削減など、民間的経営手法という観点から、業務全般にわたる見直しは課題となっている。</p>
	<p><b>課題 ⑤ 料金水準の適正化</b></p> <p>本市における料金の個人負担額については、比較的高いと考えますが、コスト等に見合った料金水準という点からすると、本市においては給水人口が比較的少ないこともあり、料金収入でコスト全般を賄うことは困難な状況にある。今後、適正な個人負担額とコストに見合った適正な料金水準という2つの側面を勘案する中、料金体系の適正化が課題となっている。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		191	208	285	304	328	314	282	284	281	275
	(1) 営 業 収 益 (B)		138	153	162	185	206	237	222	228	228	228
	ア 料 金 収 入		136	146	141	165	175	207	222	228	228	228
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)			4	6	4		3				
	ウ そ の 他		2	3	15	16	31	27				
	(2) 営 業 外 収 益		53	55	123	119	122	77	60	56	53	47
	ア 他 会 計 繰 入 金		45	45	123	91	60	62	48	56	53	47
	イ そ の 他		8	10		28	62	15	12			
	2 総 費 用 (D)		159	207	198	218	202	244	282	284	281	275
	(1) 営 業 費 用		100	154	136	144	131	149	186	187	187	187
	ア 職 員 給 与 費		37	38	39	40	30	36	60	60	60	60
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		63	116	97	104	101	113	126	127	127	127
	(2) 営 業 外 費 用		59	53	62	74	71	95	96	97	94	88
ア 支 払 利 息		50	53	62	72	71	95	96	93	89	83	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他		9			2				4	5	5	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		32	1	87	86	126	70	0	0	0	0	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		875	827	1,121	2,069	1,139	819	226	282	336	361
	(1) 地 方 債		340	339	673	1,215	538	370				
	(2) 他 会 計 補 助 金		242	246	105	192	280	263	226	282	336	361
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		279	207	343	662	321	186				
	(6) 工 事 負 担 金		7									
	(7) そ の 他		7	35								
	2 資 本 的 支 出 (G)		927	879	1,189	2,171	1,186	975	226	282	336	361
	(1) 建 設 改 良 費		869	741	1,079	2,039	1,028	723				
	ウ ち 職 員 給 与 費				28	27	28	24				
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		58	85	110	132	158	252	226	282	336	361
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			53								
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△52	△52	△68	△102	△47	△156	0	0	0	0	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△20	△51	19	△16	79	△86	0	0	0	0
積 立 金 (K)	3									
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	78	55	4	23	7	86	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	55	4	23	7	86	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			20	4	83					
実 質 収 支 黒 字 (P)	55	4	3	3	3	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	88.0	71.2	92.5	86.9	91.1	63.3	55.5	50.2	45.5	43.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	138	149	156	181	206	234	222	228	228	228
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	2,540	2,795	3,686	4,768	5,148	5,266	5,041	4,759	4,423	4,071
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,540	2,795	3,686	4,768	5,148	5,266	5,041	4,759	4,423	4,071
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	45	45	123	91	60	62	48	56	54	47
うち基準内繰入金	35	43	56	69	27	34	36	56	54	47
うち基準外繰入金	10	2	67	22	33	28	12	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等	4	2								
うち赤字補てん的なもの	6		67	22	33	28	12			
資 本 的 収 支 分	242	246	105	192	280	263	226	282	336	361
うち基準内繰入金	19	73	23	26	28	31	35	38	44	56
うち基準外繰入金	223	173	82	166	252	232	191	244	292	305
うち赤字補てん的なもの	183	133	82	166	252	232	191	244	292	305

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	82.8	83.0	63.1	66.8	57.5	48.3	50.6	48.1	46.0	44.8	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	88.0	71.2	92.5	86.9	91.1	63.3	55.5	50.2	45.5	43.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	23.5	21.6	43.2	29.9	18.3	19.7	17.0	19.7	18.9	17.1
	うち基準内繰入金 (%)	18.3	20.7	19.7	22.7	8.2	10.8	12.8	19.7	18.9	17.1
	うち基準外繰入金 (%)	5.2	0.9	23.5	7.2	10.1	8.9	4.2			
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	2.1	0.9								
	うち赤字補てん的なもの (%)	3.1		23.5	7.2	10.1	8.9	4.2			
	資本的収入分 (%)	27.7	29.7	9.4	9.3	24.6	32.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	2.2	8.8	2.1	1.3	2.5	3.8	15.5	13.5	13.1	15.5
	うち基準外繰入金 (%)	25.5	20.9	7.3	8.0	22.1	28.3	84.5	86.5	86.9	84.5
	うち赤字補てん的なもの (%)	20.9	16.1	7.3	8.0	22.1	28.3	84.5	86.5	86.9	84.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年の合併に際し、5市町村の料金水準を平準化するとともに、上水道料金との均衡という観点から、簡易水道料金と上水道料金の統一を図った。ただし、3年間の激変緩和措置を設けたことから、平成20年度から料金見直しによる増収を見込んでいる。また、併せて平成20年度、21年度については、施設整備終了に伴う供用開始による増収を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	繰入基準額については、平成20年度繰入基準に基づき計上している。また、資金不足が生じないよう一般会計から繰入を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年度までは、施設整備を進めていることから、施設整備に係る経費を見込んでいる。 (平成20年度で施設整備終了のため、平成21年度からは施設整備に係る経費は見込んでいない)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>①</p>	<p>平成18年3月に定員適正化計画を策定し、平成17年5月1日（合併時）の職員数 993人を平成22年4月1日には 928人とし、5年間で 65人を削減する目標を掲げており、平成20年4月1日時点での目標職員数962人に対して、実績は939人（△23人）となっている。現在では、数値目標を上回っているが、今後も引き続き定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めていきたい。また、本計画の策定最終年度となる平成23年度においても、定員適正化計画の方針に基づき、職員数のさらなる削減に努めることとし、考え方については、後退をしない。</p> <p>現在、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施しており、特殊勤務手当の見直しや時間外勤務手当の削減、また勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。</p> <p>地域手当については、国に準じて支給していない。</p> <p>基本的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施している。今後は、勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。</p> <p>地域手当については、国に準じて支給していない。</p> <p>国から示されている「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、技能労務職員の給与のあり方を検討する予定であり、平成20年度中を目途に取組方針を決定の上、公表していきたいと考えます。（平成21年3月公表予定）</p> <p>平成17年1月から廃止済</p> <p>現在、福利厚生を増進を図り、公務の効率的運営に資することを目的として、田辺市職員共済組合に対し、職員1人当たり1,620円の補助を行っているところであるが、社会経済情勢等を鑑みる中、今後、廃止を含め検討していきたい。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</li> </ul>	<p>①③</p> <p>④</p>	<p>引き続き、入札改革に取り組むなど、工事請負費等のコスト削減に努めるとともに、施設整備が一定終了した後については、事業量の減少等によっては、減員も視野に入れ、積極的に人件費削減に努めることとする。</p> <p>また、平成22年度以降のできるだけ早い時期での上水道との統合を検討中であり、共通事務の多い管理部門については、統合に先んじて移管を検討中である。</p> <p>現在、業務の大部分を民間に委託しているが、今後においても、管理運営の効率化を進めるため、新たに委託できる業務を検討するとともに、委託先の集約化、委託費用の削減など、民間的経営手法という観点から、業務全般にわたり見直しを行うことにより、更なるコスト削減に努めていきたい。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	⑤	平成17年の合併に際し、5市町村の料金水準を平準化するとともに、上水道料金との均衡という観点から、簡易水道料金と上水道料金を統一を図り、平成17年度から平成19年度の3年間については、激変緩和措置を設けたところである。こうした経過から、料金の改定(引き上げ)については、当面、難しいものとする。しかしながら、経営状況はというと、過去の整備に係る元利償還金の負担が重く、決して良い状況にないことから、今後、経営の健全化という観点から、コスト等に見合った料金の適正な料金水準について、引き続き検討していきたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開		現在、市ホームページや広報を通じて情報公開に取り組んでいるところであるが、今後も引き続き、徹底した情報公開に努めていきたい。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入		合併前の旧田辺市において、庁内研究会を組織し、行政評価の導入に向けて調査・研究を進めていた。合併後の新市においても、合併前の調査・研究を踏まえた上で引き続き導入に向けての検討を進め、平成18年度末に策定した「第1次田辺市総合計画」の後期基本計画(H24～H28)に反映していく予定である。
5 その他	②	料金収納のチャンネルを増やすことにより、収納を容易にするとともに、収納機会の拡大に努めることにより、収納率アップを促進し、増収対策に努めていきたい。具体的にはクレジット収納・コンビニ収納を検討していきたい。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	本市においては、定員適正化計画に基づき、平成17年5月1日から平成22年4月1日の5年間に65人の職員純減を目標に取り組んでいる中、人件費総額についても、職員の純減に併せて減少しているところである。なお、簡易水道事業会計については、経営の健全化の観点から、平成19年度に1名減員したところであるが、今後、施設整備終了後の平成21年度以降については、事業量等を的確に見極める中、経営の健全化・適正配置の観点から、更なる人件費の削減に努めていきたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>現在、繰越欠損金や不良債務、資金不足額はない状態にあるが、それは一般会計からの基準外繰入金に依存しているため、実質的には経営状況は厳しい状態にある。こうしたことから経営の健全化を図るため、下記のとおり取り組んでいきたい。</p> <p>料金収納のチャンネルを増やすことにより、収納を容易にするとともに、収納機会の拡大に努めることにより、収納率アップを促進し、増収対策に努めていきたい。【Ⅱ-課題②に対する取組】</p> <p>施設整備が一定終了した後については、事業量の減少等によっては、減員も視野に入れ、積極的に人件費削減に努める。また、平成22年度以降のできるだけ早い時期に上水道との統合を検討中であり、共通事務の多い管理部門については、統合に先んじて移管を検討中である。【Ⅱ-課題①③に対する取組】</p> <p>管理運営の効率化を進めるため、新たに委託できる業務を検討するとともに、委託先の集約化、委託費用の削減など、業務全般にわたり見直しを行うことにより、更なるコスト削減に努めていきたい。【Ⅱ-課題④に対する取組】</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しの解消を図るためには、増収対策と更なる歳出の削減を一体的に取り組む必要があり、今後、上記「経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等」に記述しているとおり、収納のチャンネルの増加等により増収対策に努めるとともに、人件費の削減、業務全般にわたる見直しによるコスト削減に努めていきたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあつては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率							1.04					
	改善額(料金の適正化)※1						0	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000
	改善額積算内訳	H17合併時に料金体系を見直し。3年間の経過措置を設けたため、実績、改善額はH20～によって、改定率については、H20に記入。											
	料金体系の見直し H17	H19料金収入175百万円、H20料金収入207千円(新規供用開始分を除くと182百万円)→182百万円/175百万円=1.04(改定率) H21以降もこの改善が持続											
②	未収金の徴収対策												
	改善額			1,908			1,908	800	800	800	800	800	4,000
	改善額積算内訳	H19過年度調定額7.8百万円、徴収額4.4百万円、徴収率56.4%											
	未収金の徴収 H18	H20以降徴収率アップ10%目標 調定額をH19年度と同額とした場合7.8百万円×66.4%=5.2百万円 よって、改善額は0.8百万円											
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)						0						0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)						0						0
	その他( )												
	改善額						0						0
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	37,432	38,456	66,820	66,131	57,630		60,049	59,808	59,748	59,688	59,628	
	改善額					8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	42,505
	改善額積算内訳	H18～職員数を8人から7人に減員(改善額は8.5百万円) H19年度以降もこの改善が持続											
	職員数の削減 H19												
	給与水準												
	改善額						0						0
	その他( )												
	改善額						0						0
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数(人)	5	4	8	8	7		7	7	7	7	7	
	増減数(人)		-1	4		-1	2						0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)							500	500	500	500	500	2,500
	改善額積算内訳	H19維持管理費101百万円×0.5%=0.5百万円。H20年度、維持管理に要する経費の節減に努める。H21以降もこの改善が持続											
	維持管理費等の削減 H20												
	工事コスト※2					133,700	133,700	64,200					64,200
	改善額(縮減額)												
	改善額積算内訳	入札改革として、指名入札を条件付き一般競争入札に見直し。H18:落札率93.52%→H19:落札率82.71% 改善率10.81%											
	入札方法の見直し H19	H19改善額: H19工事設計額1,237百万円×10.81%=133,700千円、H20改善額: H20工事予算額594百万円×10.81%=64,200千円											
	H21以降、施設整備はないため、H20のみ改善額を記入												
	その他( )												
	改善額												0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2,540,448	2,794,833	3,685,539	4,768,141	5,148,097		5,266,172	5,040,907	4,759,079	4,423,417	4,070,639	
	増減		254,385	890,706	1,082,602	379,956		118,075	-225,265	-281,828	-335,662	-352,778	
	計画前5年間改善額 合計						144,109						148,205
	改善額 合計												148,205
	(参考) 補償金免除額												19,595

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11,162	11,712	10,917	10,895	10,716	11,311	12,160	12,167	12,136	12,106
年間総有収水量 (千 $\text{m}^3$ )	1,241	1,261	943	1,049	1,109	1,170	1,258	1,259	1,255	1,252
公称施設能力 ( $\text{m}^3$ /日)	5,229	6,051	5,262	5,275	6,388	6,930	7,430	7,430	7,430	7,430
1日最大配水量 ( $\text{m}^3$ /日)	5,139	5,497	4,383	3,985	4,433	4,849	5,200	5,191	5,165	5,140
最大稼働率 (%)	98.3	90.8	83.3	75.5	69.4	70.0	70.0	69.9	69.5	69.2
供給単価 (円/ $\text{m}^3$ )	109.5	116.0	149.3	157.2	158.2	176.8	175.9	180.9	190.4	190.9
給水原価 (円/ $\text{m}^3$ )	175.7	231.7	320.4	326.1	324.5	365.7	404.3	451.0	491.7	508.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

本市の簡易水道事業については、「23」の簡易水道が存在するが、新田辺市は、和歌山県全域（4,725 $\text{km}^2$ ）の約22%（1,027 $\text{km}^2$ ）という広範囲であり、地域住民の意見集約を図り効率的な行政運営を図る観点から、各種届出を行政局（旧4町村役場）で実施するとともに、施設管理についても行政局単位で行っている。  
 こうした中、平成21年度を目途に、旧田辺市区域の簡易水道を上水道に統合するとともに、併せて旧4町村の簡易水道を、まず旧町村毎に統合することが最善と考え、「23→4」に統合を図る予定である。